

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月2日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （15人）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

久我 定幸

池田 信文

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

欠席委員 （農業委員1名）

福江 晋

（推進委員3名）

木村 覚

榊原 照博

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第12号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第4回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3番の岩永委員と6番の堤委員よろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第12号が2件、議案第13号が3件、議案第14号が1件、議案第15号が5件、議案第16号が3件となっています。</p> <p>それでは議案第12号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の1番と議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>25日夕方5時に現地にて中島推進委員と借り手の方と確認いたしました。借り手の方は、江福でユリの栽培等をしておられます。伊福でも米等も栽培されています。春からコロナの影響もあり、ユリが全く売れず、スイカの直売をされてみたり、工夫して頑張っておられます。貸し手の方は、最近まで、みかん等栽培されたり、牛も飼っておられました。今は和牛と米だけになっているそうです。お2人は親戚関係になられるそうで、借り手の方の申し出により今回の申請になったそうです。申請地はイノシシ被害がないとの事で芋を作りたいとの事です。問題ないかと思えます。</p>
中島推進委員	<p>借り手の方は、貸し手の方と貸し手の息子さんも含めたところで、話し合いをされて3人で合意ができているという事です。現地は本当に日当たりが良く海際で潮風もあたり、いい場所を選定されたのではないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第12号1番ついて、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第16号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第12号2番と議案第15号農地法第5条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議するこ</p>

	<p>とについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>29日に譲渡人のところに行きまして確認しましたところ、年齢的にも農業経営を縮小していきたいという事で、息子さんとも話されて太陽光に転用されるようになったそうです。</p> <p>また、排水問題に関しては、隣の耕作者に確認したら大丈夫ですとの事です。現地はほとんど平地になっていて、周りの農地に被害等はないかと思えます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第12号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>昨年までサツマイモを作っておられたと思いますが、畑の現況はどうなっていますか。</p>
堤委員	<p>イノシシ被害がひどく現在は耕作されていません。ミカンの木も切ってしまっています。</p>
澤山委員	<p>設計書を見ていると、道の方に水が流れるようにありますが、その方向に人家とかはないのでしょうか。</p>

堤委員	人家は何もありません。
澤山委員	雑木林がありますが、そちらの方に流れた方が安心かなと思いますが。
事務局	補足します。申請地の東側に道路と雑木林があります。この雑木林も譲渡人の所有で、道路より雑木林が低くなっているのをそちらに流れていくようになっています。
澤山委員	そちらの方が安心ですね。
議長	<p>それでは議案第12号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第15号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の1番と協議事項第2号農地等形状変更届出書についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>28日の12時半に譲受人のお宅へ中島推進委員さんとお邪魔して確認しましたが、事務局の説明のとおりで間違いありません。</p>
中島推進委員	<p>この案件は、今年の2月と思いますが譲受人が新たに周辺の農地を購入された時に一緒に申請する予定でしたが、譲渡人が入院されたため、今回の申請となったようです。形状変更につきましては、事務局説明のとおり根域栽培をされます。1つ上の畑も根域栽培を今年からされておりますが、その続きとなります。令和2年度の3月からされるそうです。</p> <p>また、形状変更した場合の雨水の問題ですが、申請地の東側と南側に道路があります。それと並行して大きな川がありますので、雨水が出てもその分については川の方に流れ込みますので問題ないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第13号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>譲受人の労働力はどのくらいありますか。</p>
中島推進委員	<p>労働力は、譲受人夫婦と両親4人で、譲受人の奥さんの実家からも手伝いに来てくれているそうです。</p>
議長	<p>ほかに議案第13号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして協議事項第2号の1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、1番は原案通り認められました。 続きまして議案第13号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>譲受人とお会いしてお話をしたんですが、野菜を作りたいとの事です。申請地は再生するには少し手がかかりそうでしたので、大丈夫ですかとお尋ねしましたが、本人さんは大丈夫ですとのことでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第13号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして議案第13号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>先程、説明がありましたとおり、9月25日に申請人双方と榊原推進委員と一緒に現地にて確認をいたしました。申請地は、現況が田という事で稲刈りも済んだ状態でした。基盤整備をされた時期に双方のお父さんたち</p>

	<p>で話がされていたようで、ずっと譲受人のお父さんが耕作をされていました。今回、権利が移ってないことが分かり今回の申請に至ったそうです。その為、対価も無しの譲渡という事で問題ありませんかと双方に確認をしております。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第13号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第14号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>周辺に3反くらい田んぼがありましたが、5年前くらいに太陽光を設置してあり、1反5畝くらいだけ田んぼをされていました。しかし、どうしても仕事の都合などで耕作が困難になったという事です。排水関係も下の方に家もないし、水路へ流れていきます。隣接地の同意書や地区代表者の同意書等もあります。自分の15年ローンで設置し、電気だけを会社に売るそうです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p>

議長	<p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第15号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>議案のとおり、造成等はせずにされて、隣に川がありますので排水はそちらに流れていきます。</p>
池田推進委員	<p>この農地を処分することでほかの農地の施設園芸の資金を確保したいという事で、施設園芸については南津海のハウスを考えていらっしゃいます。</p>
議長	<p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島推進委員	<p>ミカンの木がありますが、今年の方は収穫されたのですか。</p>
池田推進委員	<p>収穫はされていて、伐採して工事に入るとの事です。</p>

議長	<p>ほかに 2 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2 番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 お諮りします。</p> <p>次の議案第 1 5 号 3 番及び 4 番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>議案第 1 5 号 3 番の譲渡人については、電話でお話しましたが、町外にいらっしゃるので耕作はできず手放したいという事で売買になったそうです。4 番の方については地上権設定をしたうえで賃借をするそうです。2 0 年の期限後はどうされるのですかとお聞きしましたが、最後まで片付け等責任もってされるそうです。保険にも入っているとの事です。</p>
池田推進委員	<p>行政書士の方と、建設会社の方とお話ししました。申請地のところは昔からの小川がありますが、2 0 年から 3 0 年荒れているため崩れてしまっていますが、工事の際にそこまできれいに整備するそうです。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第15号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>この中に急傾斜地はありませんか。</p>
池田推進委員	<p>急傾斜地はありません。盆地となっています。</p>
水田委員	<p>下の家に排水などで迷惑はかかりませんか。</p>
池田推進委員	<p>下の家は3番の譲渡人の空き家となっていて、傾斜としても緩やかになっています。特に迷惑がかかるような場所ではありません。4番については隣接する家等はありません。</p>
議長	<p>議案第15号3番について、ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第15号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	26日の夕方6時に、中島推進委員と申請人双方と現地でお話を伺いました。譲受人は駐車場を作りたいとの事です。周辺の住宅地のなかでは千菜畑を除いてミカン畑はここだけとなっていて、消毒をしたりする時は近所の洗濯物にかからないだろうかなど心配しながらしていたという事で、双方の意見が一致したという事だと思います。
中島推進委員	水田委員が言われたとおりで特に補足することはございません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、5番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	25日の午後、現地確認をいたしました。双方ご本人の立ち合いの下という事で、10年という期間設定になっていますが、すでに栽培されている園と育成園の2筆という事です。借り手の方はよく管理をいただいていますと貸し手の方がおっしゃっておられました。賃借料もありません

	<p>が、現状のとおり管理していただければ有難いとの事でした。</p>
池田推進委員	<p>1筆は平成25年から、もう1筆は29年から作られていて、契約されていないとは思っていませんでした。問題は特にはないです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は、原案どおり認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
内田推進委員	<p>申請地は3年前くらいにソーラーを設置したいという事でしたが、土地改良が入っているためできないという事で、借り手の方に耕作してくれないか頼んでおりました。玉ねぎを作りますとの事です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は、原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 2 年 1 0 月 2 日

会 長 秀 島 克 博
議事録署名者 岩 永 八 大
議事録署名者 堤 こずえ